

## 議案第83号

### つくば市総合運動公園整備基金条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 9月10日

つくば市長 市 原 健 一

### つくば市総合運動公園整備基金条例

#### (設置)

第1条 総合運動公園整備に要する経費の財源に充てるため、つくば市総合運動公園整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、総合運動公園整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。